

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

- ◇条 一 例 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(水産課)
- ◇訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課)
- ◇公安告示 鳥取県道路使用適正化センターの指定(交通企画課)
指定車両移動保管機関の指定(交通指導課)
- ◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県条例第二十号

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の表給水施設の項中「二一七円」を「二五二円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十二年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の

一部を次のように改正する。

別表第四中「営農研修館」及び「蚕業指導所」を削る。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の六第一項の規定に基づき、次の法人を鳥取県道路使用適正化センターとして指定したので、道路使用適正化センターに関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第八号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

財団法人鳥取県交通安全協会

2 住所

鳥取市東町一丁目二二〇

3 代表者の氏名

会長 森本梅次

二 事務所の名称及び所在地

1 事務所の名称

財団法人鳥取県交通安全協会鳥取県道路使用適正化センター

2 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の二第一項の規定に基づき、指定車両移動保管機関を指定したので、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

財団法人鳥取県交通安全協会

2 住所

鳥取市東町一丁目二二〇

3 代表者の氏名

会長 森本梅次

二 車両移動保管事務を行う事務所の名称及び所在地

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年四月一日

鳥取県議会議長 山 本 昇 造

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議
会規則第一号）の一部を次のように改正する。

1 名称

財団法人鳥取県交通安全協会車両移動保管センター

2 所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

三 車両移動保管事務を行う地域

鳥取警察署の管轄区域

四 車両移動保管事務の範囲

車両移動保管事務の全部

第二条第二項の表中

総務課

庶務係・秘書係・経理係

を

総務課 総務係・秘書係

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。